# 三原市脱炭素社会推進事業補助金 (省エネルギー診断受診)制度のご案内

三原市では、令和4年度から二酸化炭素排出量の削減及び「見える化」 を図るため、事業者(中小企業者)向けに「省エネルギー診断受診」に かかる費用の一部を補助する制度を開始しました!

## 補助制度の概要

### 補助対象者

- ・市内で事業活動を行う中小企業者(中小企業基本法(昭和38年 法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者)
- ・市税の滞納がない者

申請受付期間

令和4年5月2日(月)~診断実施機関の令和4年度受付終了まで (例年、12月頃に予算上限に達し、受付を終了)

### 補助金額

上限1万1千円(補助率:1/2)

省エネルギー診断とは?

(1)診断実施機関

(一財) 省エネルギーセンター

省エネ・節電ポータルサイト



(2)診断内容・期待される効果

〇診 断 名 称:省エネ最適化診断

○省エネ診断:使用エネルギー利用の最適化支援等

〇再エネ提案:再エネの導入提案等

※運用改善, 設備投資等による(経営)改善提案

(3)診断費用(税込み): 10,450円~23,100円

(4) 三原市内の提案事例 (事業所の規模や設備の状況によって異なります。) 平成30年度に宿泊施設で診断を受診し、投資不要の運用 改善(空調電力量の削減等)で<u>年間当たり44万4千円の</u> 削減効果が見込まれる事例がありました。

#### <お問い合わせ・申請はこちら>

三原市生活環境部生活環境課環境政策係(三原市港町三丁目5番1号) 電 話:(0848)67-6194 FAX:(0848)64-4103 H P:https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/18/121830.html



※補助金申請書類は生活環境課の窓口、各支所、HP からダウンロードできます